

2019年9月18日（水）  
 愛知県尾張県民事務所知多県民センター  
 環境保全課環境保全グループ  
 担当 鈴木、山本  
 電話 0569-21-8111(代表)  
 内線 262、264  
 愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
 水・土壌規制グループ  
 担当 宮本、木村  
 内線 3045、3050  
 ファックス 052-954-6225

## 東海市における土壌・地下水汚染について

バロン・パーク株式会社が、東海市内のユニーオイル上野台給油所の廃止に伴い土壌汚染等調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明したため、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

### 1 報告内容

(1) 報告者

バロン・パーク株式会社

(2) 報告年月日

2019年9月18日（水）

(3) 調査実施期間

2019年5月16日（木）から2019年9月17日（火）まで

(4) 汚染が判明した土地の所在地

ユニーオイル上野台給油所

東海市富木島町新山田 15

(5) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号。以下「条例」という。）第 39 条第 2 項

(6) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
ベンゼン	3.9mg/L (390倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	2.0～5.5m, 6.0～9.0m	5 / 8
鉛及び その化合物	0.088mg/L (8.8倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	0～0.5m, 2.8～3.35m	4 / 8

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

## イ 土壤含有量

全ての調査地点で、条例に規定する土壤含有量基準に適合していました。

## ウ 地下水

次表のとおり条例に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水基準	超過井戸数 ／調査井戸数
ベンゼン	19mg/L (1,900倍) <sup>注</sup>	0.01mg/L 以下	8 / 10

注：( )内は地下水基準に対する倍率を示す。

### (7) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所の一部は、対策工事が行われています。その他の場所はコンクリート舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

## 2 今後の対応

事業者は、汚染の拡散防止措置を実施していく予定です。

県は、事業者に対し、土壤・地下水汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

## 3 事業者の連絡先

バロン・パーク株式会社 石川

半田市稲穂町9丁目1番地 0569-29-1131

テクノネット株式会社（保守・調査担当） 石野田

名古屋市守山区青山台711 052-799-5702

## 4 調査対象地の概要

### (1) 調査対象地の面積

646 m<sup>2</sup>

### (2) 調査対象地の利用状況

1979（昭和54）年9月から2019（令和元）年5月までバロン・パーク株式会社がガソリンスタンドとして営業していました。

2019（令和元）年5月上旬に、同社が地下タンク老朽化によるガソリンの漏洩を確認し、ガソリンの漏洩による土壤・地下水への影響を把握するため、自主的に土壤・地下水調査を実施したところ、ベンゼンによる土壤・地下水汚染が判明しました。（2019年6月5日発表済。参考1）

現在、ガソリンの漏洩の原因となった地下タンクは撤去済みであり、同社は汚染土壌の掘削除去等の措置を実施しています。

なお、この度、事業場の廃止に伴い、条例第39条第2項に基づく土壤汚染等調査が行われました。鉛の土壤汚染については、今回の調査ではじめて汚染が判明したものです。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

## 5 その他

ベンゼンによる地下水汚染の発覚後、県は地下水汚染の範囲を確認するため、事業所周辺半径 1km 以内にある井戸を調査し、所有者の協力を得られた 1 本の井戸の水質を調査しました。調査を行った井戸で地下水基準に適合しており、周辺への地下水汚染の拡大は認められませんでした。(参考 2)

### 参考 1

2019 年 6 月 5 日公表内容

#### 東海市における土壌・地下水汚染について

バロン・パーク株式会社が、東海市内のユニーオイル上野台給油所において地下タンク老朽化によるガソリン漏洩を確認したため、自主的に調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明しました。そのため、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

#### 1 報告内容

(1) 報告者

バロン・パーク株式会社

(2) 報告年月日

2019 年 6 月 5 日 (水)

(3) 調査実施期間

2019 年 5 月 16 日 (木) から 2019 年 6 月 4 日 (火) まで

- (4) 汚染が判明した土地の所在地  
 ユニーオイル上野台給油所  
 東海市富木島町新山田 15

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過地点数 ／調査地点数
ベンゼン	2.9mg/L (290倍) 注	0.01mg/L 以下	2.0～6.0m	6 / 6

注：( ) 内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

イ 地下水

次表のとおり条例に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水基準	超過井戸数 ／調査井戸数
ベンゼン	19mg/L (1,900倍) 注	0.01mg/L 以下	6 / 6

注：( ) 内は地下水基準に対する倍率を示す。

2 今後の対応

事業者は、汚染の拡散防止措置を実施していく予定です。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導するとともに、東海市、大府市始め関係行政機関と連携して、汚染井戸の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

参考 2

2019年7月18日公表内容

東海市における土壌・地下水汚染について（続報）

1 調査結果の概要

ベンゼンによる地下水汚染の範囲を確認するため、県は事業場周辺半径1km以内にある井戸を調査し、所有者の協力を得られた1本の井戸の水質を調査しました。

調査を行った井戸で地下水基準（0.01mg/L以下）に適合しており、周辺への地下水汚染の拡大は認められませんでした。

周辺井戸の水質調査結果（ベンゼン）

調査地点	調査結果 (mg/L)	用途	採水日
大府市長草町	<0.001	工業用	令和元年6月6日

2 周辺の井戸所有者に対する情報提供

県は東海市、大府市始め関係行政機関と連携して、周辺の井戸所有者へ汚染の状況や地下水の利用上の注意等の情報提供を実施しました。

### 3 今後の対応

事業者は汚染の拡散防止措置を実施していく予定です。

県は事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

#### 参考 3

#### ○ 基準を超過した特定有害物質について

##### ・ベンゼン

急性毒性としては麻酔作用であり、高濃度暴露では中枢神経系に作用して、頭痛、悪心、けいれんを起こし昏睡死亡します。慢性中毒として、造血組織に対する障害作用があげられます。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)

##### ・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

#### ○ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）（抄）

（汚染の状況の調査等）

##### 第39条

##### 1（略）

2 特定有害物質等取扱事業者は、その特定有害物質等取扱事業所（規則で定めるものに限る。）の全部又は一部の廃止をしようとするときは、土壌汚染等対策指針に従い当該廃止に係る特定有害物質等取扱事業所が設置されている土地において土壌汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

##### 3～5（略）

○ 土壤汚染等対策基準について

1 土壤溶出量基準

汚染土壤から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

2 土壤含有量基準

汚染土壤を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定されました。

3 地下水基準

地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

表 土壤汚染等対策基準（条例施行規則第 37 条）

特定有害物質の名称	土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	PCB	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

注：土壤ガスについては、検出された場合に土壤溶出量を調べ、土壤溶出量基準の適否を確認することになっており、基準値は設定されていません。